日本小学生バレーボール連盟ブロック小学生連盟規程

- 1. この規程は、「日本小学生バレーボール連盟規約」第4章に基づく組織について定める。
- 2. 各ブロック小学生連盟(以下ブロック小連)は、日本小学生バレーボール 連盟(以下日小連)の加盟団体として、日小連及びブロック小連内の伝達・ 連絡・調整を行う。
- 3. ブロック小連には、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 若干名

理事長 1名

その他ブロックの必要に応じて

- 4. 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 5. 会長は、ブロックを構成する都道府県小連の会長の中から互選する。
- 6. 副会長は、ブロックを構成する都道府県小連の会長の中から互選する。
- 7. 理事長は、ブロックを構成する都道府県小連理事長の中から互選する。
- 8. ブロック理事長は、日小連のブロック理事となり日小連及びブロック内外の 伝達・連絡・調整の業務を推進する。